



福岡県医発第685号(地)
平成18年 6月23日

各 医 師 会 長 殿



福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武



認知症対策等総合支援事業の実施について

厚生労働省において、従来の認知症関連予算事業を再編し、6事業からなる「認知症対策等総合支援事業」として実施することとなり、協力依頼があった旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありました。

認知症対策については、早期段階からの適切な診断と対応や、正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通して、地域単位での総合的かつ継続的な支援体制の確立が重要です。

特に、『認知症地域医療支援事業』における「認知症サポート医養成研修事業」および「かかりつけ医認知症対応力向上研修」につきましては、各市町村から貴会に対し協力依頼があるかと存じます。

つきましては、地域における認知症対策推進のため、本事業の円滑な実施のためにご協力賜りますようお願い申し上げます。

平成 18 年 6 月 2 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会 介護保険担当理事

天 本



「認知症対策等総合支援事業の実施について」の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省は、従来の認知症関連予算事業を再編し、6事業からなる「認知症対策等総合支援事業」として実施することとなり、別添のとおり本会宛に協力依頼がありました。

認知症対策については、早期段階からの適切な診断と対応や、正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通して、地域単位での総合的かつ継続的な支援体制の確立が重要であり、本会においても当該事業の重要性を認識し、円滑な実施のため協力することと致しました。

特に、『認知症地域医療支援事業』における「認知症サポート医養成研修事業」および「かかりつけ医認知症対応力向上研修」につきましては、都道府県、市町村から貴会及び傘下の地域医師会へ事業協力依頼等あるかと思われます。

貴会および傘下の地域医師会・会員におかれては、地域における認知症対策推進のため、本事業全般にご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

(別添資料)

「認知症対策等総合支援事業の実施について」の送付について

(老発第 0530002 号 平 18.5.30 厚生労働省老健局長通知)

・ 認知症対策等総合支援事業の実施について

(老発第 0530002 号 平 18.5.30 厚生労働省老健局長通知)

・ 認知症地域医療体制支援事業の実施における留意事項について

(老推発第 0530001 号 平 18.5.30 厚生労働省老健局計画課認知症対策推進室長通知)

以上





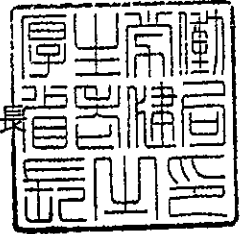
老発第0530002号

平成18年5月30日

社団法人 日本医師会

会長 唐澤祥人 殿

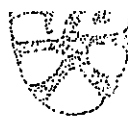
厚生労働省老健局長



「認知症対策等総合支援事業の実施について」の送付について

標記について、別添のとおり都道府県知事及び指定都市市長あてに通知（平成18年5月30日老発第0530002号本職通知）いたしましたので、お知らせいたします。

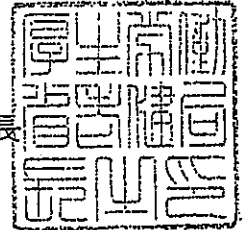
つきましては、本通知の趣旨をご理解の上、貴会会員の周知等を含め、引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。



老発第0530002号
平成18年5月30日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省老健局長



認知症対策等総合支援事業の実施について

認知症対策については、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通して地域単位での総合的かつ継続的な支援体制を確立していくことが必要である。

こうした観点に立って、従来の認知症関連予算事業を再編して「認知症対策等総合支援事業」を、下記の6事業により構成するものとし、別添のとおり各実施要綱を定めたので通知する。各都道府県・指定都市におかれては、関係団体等との連携の下、各地域における認知症の方への支援の充実並びに適切な事業実施にご協力願いたい。

なお、本通知をもって「身体拘束廃止推進事業の実施について」（平成13年5月21日老発第203号本職通知）及び「認知症サポート医養成研修等事業の実施について」（平成17年10月26日老発第1026002号本職通知）は廃止する。

記

（1）認知症介護実践者等養成事業

認知症介護の質の向上を図るため、認知症介護指導者の養成や介護従事者等に対する研修を行う事業であるが、本事業については、下記の通知に基づき都道府県・指定都市が実施するものとする。

「認知症介護実践者等養成事業の実施について」

（平成18年3月31日老発第0331010号本職通知）

（2）認知症地域医療支援事業（別添1）

（3）認知症早期サービス等推進事業（別添2）

（4）認知症介護研究・研修センター運営事業

認知症介護の質の向上を図るための研究や研修を行う「認知症介護研究・研修センター」の運営を行う事業であり、認知症介護研究・研修センターを

設置する都県市（東京都・愛知県・仙台市）において、下記の通知に基づき実施するものとする。

「認知症介護研究・研修センター運営事業の実施について」

（平成12年5月8日老発第477号厚生省老人保健福祉局長通知）

（5）身体拘束廃止推進事業（別添3）

（6）認知症理解普及促進事業（別添4）

(別添1)

認知症地域医療支援事業実施要綱

第1 認知症サポート医養成研修事業

1 認知症サポート医養成研修

(1) 目的

認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医(推進医師)を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的とする。

(2) 認知症サポート医(推進医師)の役割

認知症サポート医(推進医師)は、次の役割を担う。

- ア かかりつけ医の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役となるほか、他の認知症サポート医(推進医師)との連携体制の構築
- イ 各地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力
- ウ 都道府県・指定都市医師会を単位とした、かかりつけ医を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の企画立案

(3) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とし、国立長寿医療センター(愛知県大府市)に委託して実施するものとする。

(4) 研修対象者

実施主体の長が、都道府県・指定都市医師会と相談の上、下記のいずれかの条件を満たし適当と認めた医師とする。

- ア 地域において認知症の診療(早期発見等)に携わっている医師
- イ 「(2) 認知症サポート医(推進医師)の役割」を適切に担える医師

なお、本研修終了後は(2)の役割を担うことについて、各医師に対して十分な説明を行い、了承を得るものとする。

(5) 研修内容

認知症サポート医(推進医師)として必要な、

- ア かかりつけ医に対する認知症対応力向上研修の企画立案に必要な知識及び効果的な教育技術
- イ 地域における認知症高齢者を支えるために必要な介護分野の知識、地域医師会・地域包括支援センター等の関係機関との連携づくり並びに連

携を推進するために必要な知識・技術
などの修得に資する内容とする。

(6) 受講の手続き等

受講の手続き等については、国立長寿医療センターの研修要綱で定める。

(7) 修了証書の交付等

ア 国立長寿医療センター総長は、研修修了者に対し、様式1により修了証書を交付するとともに、実施主体の長に所要の事項を通知するものとする。

イ 実施主体の長及び国立長寿医療センター総長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作製し、管理するものとする。

ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県及び指定都市医師会と連携し、本事業要綱第1の2「普及啓発推進事業」等を活用し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成し、各市町村が設置する地域包括支援センターに配布するなど、管内の認知症の者及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(8) その他

実施主体は、認知症サポート医(推進医師)が行う研修の企画立案等の作業に協力するとともに、企画された内容についても可能な限り、実施に務めるものとする。

2 普及啓発推進事業

(1) 目的

認知症の人に対し、早期に適切なサービス提供を行うためには、認知症の早期発見・早期診断を普及することが重要であることから、認知症サポート医(推進医師)を中心とし、地域住民、認知症の人の家族や介護サービス関係者等に対し、認知症の医療に係る正しい知識の普及を推進することを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。

(2) 事業内容

実施主体は、本事業の目的を達成するため、講演会・シンポジウムの開催やパンフレットの作成配布など、各地域の実情に応じた取組を行うものとする。

なお、事業の実施に当たっては、都道府県・指定都市医師会と連携を図

るものとする。

(様式1)

第 号
修 了 証 書
氏 名
生年月日 昭和 年 月 日
あなたは、厚生労働省の定める認知症サポート医養成研修を修了したことを証します。
平成 年 月 日
国立長寿医療センター総長 ○ ○ ○ ○

第2 かかりつけ医認知症対応力向上研修

(1) 目 的

高齢者が日頃より受診する診療所等の主治医（かかりつけ医）に対し、適切な認知症診断の知識・技術や家族からの話や悩みを聞く姿勢を習得するための研修を実施することにより、認知症サポート医（推進医師）との連携の下、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

(3) 研修対象者

診療科名を問わず、各都道府県及び指定都市管内で勤務（開業を含む）する医師とする。

(4) 研修内容

研修受講者に対し、標準的なカリキュラム（別記）に基づき、かかりつけ医として必要で適切な認知症診断の知識・技術などの修得に資する内容とする。

(5) 受講の手続き等

実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱に基づくものとする。

(6) 修了証書等の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式2により修了証書を交付する。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作製し、管理するものとする。

ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県及び指定都市医師会と連携し、本事業要綱第1の2「普及啓発推進事業」等を活用し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成し、各市町村が設置する地域包括支援センターに配布するなど、管内の認知症の者及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(7) その他

ア 実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、認知症サポート医の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な連携を図るものとする。

イ 研修受講者の募集に当たっては、各都道府県・指定都市医師会を通じ、郡市医師会の協力を得て行うこととし、研修修了者の情報についても提供するなど、地域の認知症医療体制の推進に資するものとする。

(別記) 標準的なカリキュラム

	研 修 内 容	時間数
I 「基礎知識」編	・ 地域で認知症を支えるためのかかりつけ医の役割 ・ 認知症高齢者の実態 ・ 認知症の初期徴候 など	90分
II 「診断」編	・ アルツハイマー型認知症と脳血管性認知症の診断 ・ 認知症と間違えられやすい症状・状態 ・ 神経学的所見の具体的な見方 など	90分
III 「治療とケア」編	・ 家族への治療効果の説明 ・ インフォームドコンセントについて ・ 患者・家族に対する病気の説明のプロセス など	90分
IV 「連携」編	・ 認知症を取り巻く環境 ・ 地域で利用可能な制度等の社会資源について ・ 権利擁護 など	90分

(様式2)

第 号	
修 了 証 書	
氏 名	
生年月日 昭和 年 月 日	
あなたは、厚生労働省の定めるかかりつけ医認知症対応力向上 研修を修了したことを証します。	
平成 年 月 日	実施主体の長 ○ ○ ○ ○

(別添 2)

認知症早期サービス等推進事業実施要綱

1 認知症早期サービス推進事業

認知症に対する早期段階の対応として、各地域で認知症予防や地域における見守り等について、先駆的な取組を行っている自治体を実際に訪問するなどして情報収集等を行い、その情報をシンポジウムや研修会等を通じて、各市町村に伝達することにより、地域の実情に応じた認知症予防や地域における見守り、支援体制の構築等の取組を推進することを目的とする。

ア 実施主体

実施主体は、都道府県・指定都市とし、その責任の下に事業を実施するものとする。この場合において、都道府県・指定都市は、事業の全部又は一部をこの事業を適切に実施することができると認められる団体等に委託することができる。

イ 事業内容

(ア) 認知症地域サポート推進委員会の設置

各都道府県・指定都市において、認知症の早期発見や予防に対する取組を推進していくことを目的とし、認知症に関する有識者や被保険者の代表者、地域包括支援センターの職員、関係機関の代表者等をメンバーとした認知症地域サポート推進委員会を設置する。

(検討内容)

- ・ 都道府県内の取組状況の把握
- ・ 地域の実情に応じた取組の検討
- ・ 地域における連携・実施体制の構築 など。

(イ) 訪問等による先進地域（県外含む）の取組情報の収集

先進的な取組を行っている地域を訪問し、当該地域における取組体制、対象者像、関係機関との連携のあり方、必要な社会資源等について、情報を収集する。

(ウ) 市町村向けのシンポジウムや研修会の開催

管内の市町村や関係機関等に対するシンポジウムや研修会を開催し、上記（イ）により収集した事例等について情報提供を行う。

(エ) 取組推進に必要な人材育成のための研修

自治体職員、介護従業者や管内の市町村や関係機関等に対するシンポジウムや研修会を開催し、上記（イ）により収集した事例等について情

報提供を行う。

(オ) その他

その他、本事業の趣旨に資する事業。

なお、先駆的な取組を行っている自治体については、「市町村における認知症ケアの取り組み事例」（平成17年2月老健局計画課痴呆対策推進室）等を参考にされたい。

2 地域密着型サービス検討委員等研修

本事業は、市町村が厚生労働省令で定める範囲内において地域密着型サービスの基準等を定めることができるとされた「地域密着型サービス」について、各市町村の実情及び各サービスの特性に応じた基準の策定に資することを目的とする。

ア 実施主体は、都道府県・指定都市とし、その責任の下に事業を実施するものとする。この場合において、都道府県・指定都市は、事業の全部又は一部をこの事業を適切に実施することができると認められる団体等に委託することができる。

イ 事業内容

市町村が独自の基準を策定するために設置する検討会の委員等を対象として、地域密着型サービスに関する知識の習得や理解促進のため、事業所の訪問等を含めた研修を実施する。

ウ 研修内容

下記の内容を中心とし、その他必要な事項を盛り込むものとする。

- ・ 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」等の説明
- ・ 地域密着型サービス事業者からの実践報告
- ・ 地域密着型サービス事業所の訪問 など

(別添 3)

身体拘束廃止推進事業実施要綱

1 目的

介護保険法の施行に伴い、身体拘束が原則として禁止されたが、その趣旨を徹底し、実効をあげていくためには、現場において身体拘束を廃止するための努力を重ねると共に、それを関係者が支援していくことが重要である。

本事業は、こうした観点から、各都道府県において、地域の実情に応じ、相談体制等を整備するなど現場における身体拘束廃止に向けた取り組みを支援していくことを目的とするものである。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督するものとする。

また、3(3)アの看護指導者養成研修については、都道府県は、看護職の教育及び研修について十分な知見及び実績を有すると認めた全国組織に委託して実施するものとする。

3 事業内容

(1) 身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催

身体拘束廃止に関する相談を行うに当たり、関係機関との連絡調整及び相談機能の強化を図ること、市町村が実施する身体拘束の相談窓口の設置に対する支援を行うこと等のため、介護保険施設関係者、居宅介護サービス事業者、関係団体、行政関係者、利用者代表等で構成される身体拘束ゼロ作戦推進会議を開催する。

(2) 推進員養成研修事業の実施

施設長、介護主任等、身体拘束廃止の取組を施設内で指導的立場から推進することができる職員を対象として、講義・演習・自施設実習を通じて、身体拘束廃止に関する実践的手法を修得し、現場レベルで身体拘束廃止の

取組を行う人材を養成する。

なお、本事業については、別紙 1 を参考に実施するものとする。

(3) 看護職員研修事業の実施

施設等の看護職員を対象として、講義・演習を通じて、医療的な観点からの身体拘束廃止に関する実践的、専門的手法を修得し、身体拘束廃止の取組を行う人材を養成することを目的とし、下記の二つの事業を実施する。

なお、本事業については、別紙 2 を参考に実施するものとする。

ア 看護指導者養成研修

各都道府県において看護の指導的立場にある者を対象に、医療的な観点から身体拘束廃止の取組を行うことができるよう、専門的な知識・技術を修得し、各都道府県で実施される実務看護職員研修の企画・立案への参画、又は講師となる人材を養成する。

イ 実務看護職員研修

施設等の現場において、実際に身体拘束廃止を推進することができる看護職員（看護主任等）を対象に、医療的な観点から身体拘束廃止の取組を行うための実践的な知識・技術を修得させる。

(4) 身体拘束廃止事例等報告検討会

身体拘束廃止の取組が更に充実するよう、各都道府県内において、身体拘束廃止に向けた取組事例等に関する報告検討の場を設置し、事例に関する情報提供・交換を行うことにより、さらなる取組の推進を図る。

報告検討会の具体的なイメージとしては、

- 身体拘束をテーマとした教育講演
- 都道府県内の介護保険三施設等の持ち回りによる事例報告
- 身体拘束に関連するテーマに基づくシンポジウムの開催

などとし、広く管内の事業所及び関係団体等の参加を呼びかけるものとする。

(別紙 1)

推進員養成研修事業の実施について

(1) 研修対象者

介護保険施設等の施設長、介護主任等、身体拘束廃止の取組を施設内で指導的立場から推進することができる職員。

(2) 研修内容

研修対象者に対して、標準的な研修カリキュラム(別記)に基づき、介護保険施設等における身体拘束廃止の推進について、講義・演習・自施設実習を通じて、身体拘束廃止に関する姿勢・実践的手法を修得させる。

(3) 受講の手続き等

ア 受講の手続きは、所属の介護保険施設等の長を通じて実施主体の長に申し出るものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申し込みに基づき、受講生を決定し、研修生として登録する。

(4) 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し管理する。

(5) 実施上の留意事項

実施主体の長は、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な連携を図るものとする。

(別記)推進員養成研修事業における標準的な研修カリキュラム例

1 実施形態

講義、演習により行う。

2 受講人数 20名程度(1回)

3 標準的な研修カリキュラム

	研 修 内 容	時間数
1 日 目	講義 目的) 介護に関する最新の考え方を知り、身体拘束廃止のための課題解決の考え方を修得する。 講義内容例) ○ 高齢者介護と身体拘束廃止について ○ 身体拘束廃止のための課題解決の考え方	4 時間
2 日 目	演習 1 (施設見学及び意見交換) 目的) 都道府県内で取組を進めている施設の見学及び見学に基づいた意見交換を行うことにより、受講者が自施設での現状分析を行い、取組に向けた課題整理を行う。	1 日
3 日 目	演習 2 (取組に向けたロールプレイ等) 目的) 演習 1 で整理・認識した課題等を念頭に、身体拘束廃止に向けた視点と問題解決能力を修得する。 演習内容例) ○ 対象者に対する理解を深めるロールプレイ ○ 施設内における身体拘束廃止のための取組	1 日
自施設実習		60 日
4 日 目	演習 3 (報告会・意見交換等) 目的) 本研修で修得した知識や技術を踏まえ、自施設における実習(取組の推進)成果について報告するとともに、その取組過程における問題点や解決方法等について意見交換を行う。	1 日

4 標準的な修了証書様式

		第	号
修了証書			
		氏名	
		生年月日	昭和 年 月 日
あなたは、厚生労働省の定める身体拘束廃止推進員養成研修を 修了したことを証します。			
平成	年	月	日
		☐ ☐ 県知事	
		☐ ☐ ☐ ☐	

看護職員研修事業の実施について

1 看護指導者養成研修

(1) 研修対象者

各都道府県において、介護保険施設における看護の指導的立場にある者。

(2) 研修内容

研修対象者に対して、介護保険施設における身体拘束廃止を推進するために必要な看護職としての専門的な知識・技術の修得並びに研修プログラム作成方法及び教育技術を修得する。

(3) 研修受託機関

看護職の教育及び研修について十分な知見及び実績を有する全国組織であって、各都道府県が本研修の実施を委託した機関（以下「研修受託機関」という）。

(4) 受講手続等

受講の手続等については、研修受託機関の研修要項に基づき行う。

(5) 修了証書の交付等

ア 研修受託機関の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長及び研修受託機関の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し管理する。

(6) 実施上の留意事項

ア 本研修参加者の選定については、(社)日本看護協会及び介護保険施設関連団体等の各都道府県支部と十分な連携を図ること。

イ 研修参加者は、派遣費用、宿泊費用の他、研修の実施に必要な費用のうち教材等にかかる実費相当分について負担するものとする。

ウ 本研修は、都道府県が実施する実務看護職員研修の指導者を養成する研修という性格から、都道府県は研修参加者の経費負担の軽減に努めることが望ましい。

2 実務看護職員研修

(1) 研修対象者

介護保険施設等の現場において、実際に身体拘束廃止を推進することがで

きる看護職員（看護主任等）。

(2) 研修内容

研修対象者に対して、標準的な研修カリキュラム(別記)に基づき、介護保険施設等における身体拘束廃止を推進するために必要な看護職として、医療的な観点から身体拘束廃止の取組を行うための実践的な知識・技術を修得させる。

(3) 受講の手続き等

ア 受講の手続きは、所属の介護保険施設等の長を通じて実施主体の長に申し出るものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申し込みに基づき、受講生を決定し、研修生として登録する。

(4) 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し管理する。

(5) 実施上の留意事項

ア 実施主体の長は、看護指導者養成研修修了者を有効活用するとともに、(社)日本看護協会の各都道府県支部、介護保険施設関連団体等と密接な連携を図るものとする。

イ 本研修については、効率的な研修実施の観点から、介護サービス適正実施指導事業における「感染症対策指導者養成研修事業」と一体的に実施できるものとする。その際、いずれか一方の事業の補助金申請を行うことで足りるものとする。

(別記)看護実務者研修における標準的な研修カリキュラム例

1 実施形態

講義、演習により行う。

2 受講人数 50名程度(1回)

3 標準的な研修カリキュラム

	研 修 内 容
【講義】	目的) 介護保険施設等における看護職員の業務や役割、最新の看護手法、介護職員との連携等について修得するとともに、介護現場における身体拘束の捉え方や介護保険における身体拘束の位置付け等について基礎的な知識を修得する。また、それぞれの業務を再考することにより、身体拘束がどのような場面で、またどのような原因で行われるかについて再整理するとともに、利用者の立場に立ったケアのあり方について修得する。 講義内容例) ○ 介護保険制度における介護保険施設等の役割について ○ 介護保険施設等における看護職員の役割等について ○ 介護保険における身体拘束の位置付け等について ○ 身体拘束廃止に向けた視点と問題解決能力について ○ 身体拘束を行わないための環境整備等について ○ 施設利用者もしくは家族による講演 等
【演習】	目的) 介護保険施設等における身体拘束廃止に向けた看護の具体的方法、看護職員の関わり等に関して、受講者が勤務する各施設における問題点を整理し、介護保険施設等の看護における具体的な取り組み方法を検討する。 講義内容例) ○ 小グループによるグループワーク 等

4 標準的な修了書様式

○ 看護指導者養成研修修了証書様式

		第	号
修了証書			
		氏名	
		生年月日	昭和 年 月 日
あなたは、厚生労働省の定める看護指導者養成研修を修了したことを証します。			
平成 年 月 日		研修受託機関の長	
		○ ○ ○ ○	

○ 看護実務者研修修了証書様式

		第	号
修了証書			
		氏名	
		生年月日	昭和 年 月 日
あなたは、厚生労働省の定める看護実務者研修を修了したことを証します。			
平成 年 月 日		○ ○ 県知事	
		○ ○ ○ ○	

(別添 4)

認知症理解普及促進事業実施要綱

1 認知症高齢者をかかえる家族に対する支援事業

認知症高齢者等やその家族が、認知症介護の経験を持つ地域の経験者等と、電話相談や交流集会等を通じて接する環境を整備することにより、認知症の初期の段階から、認知症の知識・介護技術の面だけではなく、精神面も含めた支援を行う体制を構築する。

ア 実施主体

実施主体は、都道府県・指定都市とし、その責任の下に事業を実施するものとする。この場合において、都道府県・指定都市は、事業の全部又は一部をこの事業を適切に実施することができると認められる団体等に委託することができる。

イ 事業内容

(ア) 交流集会（月 1 回程度）

認知症の知識や技術の面だけでなく精神面も含め、家族を支えることを目的とし、交流集会等を開催する。

(イ) 電話相談

定期的に相互に電話相談、アドバイスをを行い、家族を技術面・精神面から支援する。

(ウ) その他

その他、認知症高齢者等をかかえる家族の支援に資する事業。

2 認知症地域支援ネットワーク推進事業

認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするためには、認知症に対する家族や地域住民の偏見・無理解を取り除き、更には広域にわたる見守りや支援の体制を作ることが重要である。

このため、地域における認知症の理解を普及する取組や徘徊等に対応したネットワークづくりを推進することにより、地域全体で認知症高齢者等を支援する体制を推進する。

ア 実施主体

実施主体は都道府県・指定都市とし、その責任の下に事業を実施するものとする。この場合において、都道府県・指定都市は、事業の全部又は一部をこの事業を適切に実施することができると認められる団体等に委託すること

ができる。

イ 事業内容

(ア) 運営委員会の設置及び開催

① 運営委員会の設置

都道府県・指定都市は、保健福祉担当課、関係市町村、地域包括支援センターのほか、実情に応じて、都道府県・指定都市の関係課、保健所、社会福祉協議会、保健福祉施設、医療機関、居宅介護支援事業所、警察・消防、民生委員、家族会、住民自治組織、郵便局、鉄道・バス・タクシー等の交通関係、ガソリンスタンド、商店、報道機関など、地域の関係者の参加を求め、ネットワークを作るための運営委員会等を設置すること。

② 運営委員会の開催

運営委員会においては、次の「(イ) ネットワーク活動」に示す事業を展開していくための具体的な検討を行うとともに、ネットワークの見直しや拡大等を図るため、適宜、会議を開催すること。

(イ) ネットワーク活動

① 地域住民への広報・啓発活動

次の「(ウ) 認知症知識普及講座の開催」等を通じ、家族や住民に対して認知症高齢者に関する正しい理解のための広報・啓発を行うことにより、認知症にやさしい地域づくりを推進する。

② 徘徊高齢者の捜索活動への協力、保護・引き取りにおけるきめ細かな対応の実施

徘徊等の行動障害のある高齢者の所在が不明となった場合には、警察との所要の連携の下で、早期発見への協力を行う。

また、認知症高齢者への正しい接し方（声かけ等）について熟知しておくとともに、ネットワークの中で、徘徊高齢者の発見から、保護・引き取りに至るまでの取り決めを行っておくなど、きめ細かな対応を行う。

③ 再発防止のためのフォローアップ対策

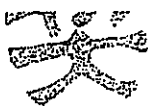
徘徊等の行動障害の要因に家族が気付かないで徘徊等による所在不明が再発するケースも見られることから、関係する専門職等を中心としたケースカンファレンスの開催などを通じて、家族等へのアフターケアや、実例検証を踏まえたネットワークの点検・見直しなどを行う。

(ウ) 認知症知識普及講座の開催

認知症の高齢者を地域で支えるためには、認知症の正しい理解が重要であることから、医師、認知症介護の専門職や介護経験者等を講師役とし、

管内の市町村との連携の下、認知症の正しい知識を普及するための講座を開催する。

なお、認知症を知る1年キャンペーンのうち「認知症サポーター養成講座」については、平成18年度も継続実施することとしているので、本事業を活用することも可能である。



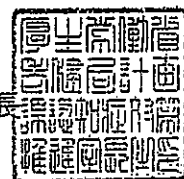
老推発第0530001号

平成18年5月30日

都道府県
各 介護保険主管課長 殿
指定都市

厚生労働省老健局計画課

認知症対策推進室長



認知症地域医療体制支援事業の実施における留意事項について

標記については、本日付をもって「認知症対策等総合支援事業の実施について」（平成18年5月30日老発第0530002号厚生労働省老健局長通知）により、認知症地域医療体制支援事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）をお示ししたところであるが、認知症地域医療体制支援事業の実施に当たっては、下記の点に留意いただき、その円滑な実施についてご配慮願いたい。

記

1. 認知症サポート医養成研修受講者の推薦について

認知症サポート医養成研修は、実施要綱に基づいて実施するものであり、本研修修了者については、認知症サポート医（推進医師）として地域における認知症医療の推進に協力する必要がある。

そのため、本研修を受講するためには、認知症サポート医（推進医師）の果たす役割にかんがみ、国立長寿医療センターの募集要項に基づき、各都道府県・指定都市（以下、「都道府県等」という。）により推薦された者でなければ

ならないこととしているところである。

平成18年4月の介護報酬改定により、老人保健施設において新たに「認知症短期集中リハビリテーション実施加算」が創設されたが、この加算が算定できる老人保健施設の医師が修了すべき研修の一つとして、「認知症サポート医研修」が位置づけられたことから、本来の認知症サポート医（推進医師）の趣旨及び役割を十分理解しないまま、加算算定を目的とした受講申込みが行われる可能性がある。

このため、各都道府県等におかれては、「認知症短期集中リハビリテーション実施加算」が算定できる研修の一つとして、本研修が位置づけられたことにより、本来の認知症サポート医（推進医師）の役割が変わったものではないことに留意の上、各都道府県・指定都市医師会との連携の下、研修修了後には、認知症サポート医（推進医師）としての役割を担うことに同意した者の選定について、ご配慮をお願いしたい。

2. 認知症サポート医とかかりつけ医認知症対応力向上研修について

かかりつけ医認知症対応力向上研修については、実施要綱により、認知症サポート医（推進医師）を中心として企画・立案することとし、その実施に当たっては、医師会等の関係団体等に委託して実施することができるものとしている。

なお、認知症サポート医（推進医師）が、本研修の企画・立案等を行うに当たっては、別記の研修を修了した医師（認知症協力医）の協力を得るなどの連携を図ることにより、各地域において、本研修修了者に対する支援体制を充実させることもできるものとする。

（別記）

- ・（社）日本精神病院協会が実施する「認知症に関する研修会」を修了した者
- ・（財）東京都高齢者研究・福祉振興財団 東京都老人総合研究所が平成16年度及び17年度に実施した「かかりつけ医の認知症診断技術向上に関するモデル事業」を修了した者

※ 上記研修修了者の情報については、各都道府県・指定都市に対し、別途お知らせする。